

滋賀県保健医療計画の中間見直し（骨子案）について

1. 中間見直しの概要

平成30年3月に策定した第7期滋賀県保健医療計画について、6年間の計画期間中に社会情勢の変化や大幅な制度改正、医療福祉提供体制などの状況の変化があった場合3年ごとに調査、分析および評価を行い、必要があれば見直しを行うこととなっている。

中間見直しにあたっては計画の基本理念等は継続しつつ、主要施策の5疾病・5事業及び在宅医療に関する事項の施策、指標に関して、ロジックモデルを活用した見直しを行うとともに、中間見直しの時期を目途に検討を行うとしている二次保健医療圏域の在り方、ブロック化による医療提供体制（脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、救急医療）の整備状況等の整理を行う。

次期医療計画改定時に新たに「新興感染症」が6事業目に追加となることを踏まえ、今回の新型コロナウイルス感染症に関する取組を中心に記載する。

2. 計画の位置づけ

この計画は、医療法第30条の4第1項の規定に基づく計画であり、本県の保健医療施策推進の目標であるとともに、市町の保健医療行政の計画的な運営のための指針という性格を有する。

3. 計画期間

令和4年度（2022年度）～令和5年度（2023年度）の2年間とする。

※本来は令和3年度からであるが、新型コロナウイルス感染症の影響、それに関連した厚生労働省通知に基づき議論の機会を確保した上で令和4年度からとする。

4. 策定スケジュール

令和3年 (2021年)	6月	医療審議会（諮問）
	8月	医療審議会（計画骨子案）
	12月	常任委員会（計画骨子案報告）
令和4年 (2022年)	1～2月	医療審議会保健医療計画部会（計画素案）
	2月	庁内へ意見照会
	3月	医療審議会（計画原案） 常任委員会（計画原案報告）
	3～4月	県民政策コメントの実施 市町・関係団体への意見照会
	6月	医療審議会（答申） 常任委員会（計画案・県民政策コメント結果報告） 厚生労働大臣報告
	7月	公示（滋賀県公報）